

国立大学法人群馬大学大学評価規則

	平成 16. 4. 1	制	定
改正	平成 16. 9. 15	平成 16. 12. 1	
	平成 17. 4. 1	平成 17. 6. 1	
	平成 18. 6. 1	平成 19. 4. 1	
	平成 19. 12. 1	平成 19. 12. 26	
	平成 20. 12. 1	平成 21. 6. 24	
	平成 23. 4. 1	平成 25. 4. 1	
	平成 26. 4. 1	平成 28. 4. 1	

(目的)

第1条 この規則は、群馬大学学則第2条第3項及び群馬大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の自己点検・評価の実施及び本学の職員以外の者（以下「学外者」という。）による評価・検証に關し、必要な事項を定め、もって教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成し、社会的責任を果たすこととする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「大学評価」とは、自己評価、外部評価、認証評価及び第三者評価をいう。
- (2) 「自己評価」とは、本学又は学部等が自ら行う点検及び評価をいう。
- (3) 「外部評価」とは、本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価をいう。
- (4) 「認証評価」とは、学校教育法第109条（昭和22年法律第26号）に規定する認証評価機関が行う検証及び評価をいう。
- (5) 「第三者評価」とは、国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価をいう。
- (6) 「学部等」とは、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・产学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、国際教育・研究センター、医学部附属病院及び事務局をいう。
- (7) 「学部長等」とは、前号の学部等の長をいう。

(大学評価室)

第3条 本学における自己評価及び外部評価の実施並びに認証評価並びに第三者評価に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室（以下「評価室」という。）を置く。

(業務)

第4条 評価室は、大学評価に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学評価に係る企画・立案に関すること。
- (2) 自己評価及び外部評価の実施についての基本方針に関すること。

- (3) 自己評価及び外部評価の実施に関すること。
- (4) 認証評価及び第三者評価への対応に関すること。
- (5) 大学評価に係る資料の収集、調査及び分析に関すること。
- (6) 大学評価の結果の公表に関すること。
- (7) 大学評価の結果に対する意見及び改善策に関すること。
- (8) 大学評価に係る連絡調整に関すること。
- (9) その他大学評価に関し、必要な事項

(組織等)

第5条 評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者 3人
- (2) 総合情報メディアセンター長
- (3) 教育学部、社会情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所及び医学部附属病院の主担当を命ぜられた教員のうち学長が指名する者 各1人
- (4) その他学長が指名する者 若干人

2 評価室に室長を置き、前項第1号の者のうち学長が指名する者をもって充て、評価室の業務を掌理する。

3 評価室に副室長を置き、前項第1号の者のうち学長が指名する者2人をもって充て、室長の職務を補佐する。

(事務)

第6条 評価室の事務は、総務部企画評価課において処理する。

(学部等委員会)

第7条 各学部等に、必要に応じて大学評価に関する委員会（以下「学部等委員会」という。）を置くことができる。

2 学部等委員会は、本学が行う大学評価に関連して、各学部等の教育研究活動等に関する点検・評価を行う。

3 学部等委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(点検・評価の項目)

第8条 評価室及び学部等委員会は、自己評価及び外部評価を行うに当たっては、具体的な点検・評価の項目をそれぞれ定めるものとする。

(評価結果の公表)

第9条 評価室及び学部等委員会は、自己評価及び外部評価の結果を報告書として学内外に公表するものとする。

(評価結果への対応)

第10条 学長及び学部長等は、自己評価及び外部評価並びに認証評価並びに第三者評価の結果に基づき改善が必要と認められるものについては、速やかにその改善に努めなければならない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、大学評価を行うために必要な事項は、評価室又は

学部等委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。